（海事代理士試験規程の一部改正）

第十条　海事代理士試験規程（昭和二十六年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　筆記試験は、次の事項について行う。 一　（略） 二　次に掲げる法令についての専門的知識 イ～ヨ　（略） タ‖　領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号） レ‖　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。） ソ‖　イからレまでに掲げる法律に基づく命令	**第二条**　筆記試験は、次の事項について行う。 一　（略） 二　次に掲げる法令についての専門的知識 イ～ヨ　（略） （新設） （新設） タ‖　イからヨまでに掲げる法律に基づく命令

第十一条　海事代理士試験規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　筆記試験は、次の事項について行う。 一　（略） 二　次に掲げる法令についての専門的知識 イ～タ　（略） レ　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（有害物質一覧表並びに同法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する船級協会に係る部分に限る。） ソ　（略）	**第二条**　筆記試験は、次の事項について行う。 一　（略） 二　次に掲げる法令についての専門的知識 イ～タ　（略） レ　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。） ソ　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項及び第二項	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項及び第二項
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）	附則第六条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）